

【該当者のみ提出】

社会保険加入に係る誓約書

平成 年 月 日

(あて先)京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

当社は、今回提出する「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」には、社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全て）に加入している旨の記載はありませんが、現在は、下記のとおり、法令により適用を除外されている保険を除き、事業主として、加入が必要な全ての社会保険に加入し、保険料を納付していることを誓約します。

なお、この誓約にかかわらず、新たな「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において社会保険の加入が確認できない場合等、事実と相違することが判明したときは、競争入札参加停止等の措置に従い、貴市に対し、一切の異議の申立てを行いません。

記

- | | | | | |
|---------|------------------------------|---|------|-------------------------------|
| ・雇用保険 | ☐ 加入（ | 年 | 月加入） | ☐ 適用除外 |
| ・健康保険 | ☐ 加入（ | 年 | 月加入） | ☐ 適用除外 |
| ・厚生年金保険 | ☐ 加入（ | 年 | 月加入） | ☐ 適用除外 |

(注) 本誓約書は、直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(経営事項審査)においては雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の有無が「無」と表記されているが、現在は、法令により適用を除外されているものを除く全ての保険に加入している場合に限り提出すること。

なお、本誓約書の提出は、平成26年度限りの経過措置とし、平成27年度以降は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」によってのみ社会保険の加入の有無を確認するものとする。

(参考1)京都市上下水道局競争入札参加停止取扱要綱

- ・不正又は不誠実な行為(ウ 虚偽記載「入札参加資格の成否にかかわるものその他重大なもの」)

.....6月以上24月以内

(参考2)「法令により適用を除外」に該当するかどうかの問合せ先

- ・雇用保険...厚生労働省(公共職業安定所)
- ・健康保険及び厚生年金保険...日本年金機構(年金事務所)